

岡山市立中央図書館 企画展示

税の歴史をひもとくと ～貢納から地租へ

2023

税の歴史をひもとくと

収穫の喜びもつかのま、岡山藩領の多くの地域では、11月末日(旧暦)が年貢納付の期限でした。

江戸時代の年貢は領主から村単位で賦課され、村人たちが共同責任で皆済することが要求されており、村請制と呼ばれています。しかし明治維新を迎えると、しばらくの過渡期を経て、明治8年に地租改正が断行されました。これによって、個人による土地所有が公認されるとともに、一人一人の地主が、所有する土地の地価の一定割合(当初は3%)を金銭で政府へ直接支払うことになり、近代的な税制度へと移行しました。

いずれの時代にあっても、徴税は厳密な手続きに沿って進められました。そのため関連の文書が多く作成されており、過去の徴税行為を通してその時代の社会全般への洞察が得られるほど、豊富な記録が残されていることがあります。

そこで、当館が所蔵する貢納関係の資料を紹介し、江戸時代の農村社会のあり方を考え、明治期の地租改正事業を通して現在に至る流れをたどります。

会期 令和5年12月21日(木)～令和6年2月4日(日)

会場 岡山市立中央図書館 2階視聴覚ホール前 展示コーナー

制作 岡山市立中央図書館

※「4年貢の請求状 定免相」の文中で「四公六民」の四と六が入っていたため関係箇所を訂正しました(2026.4.22)

おもな参考文献

谷口澄夫『岡山藩政史の研究』1964年、塙書房

谷口澄夫『岡山藩』1964年、吉川弘文館

岡山県史編纂委員会『岡山県史』第6巻、近世I、1984年、山陽新聞社

『国史大事典』第11巻、「年貢」、1990年、吉川弘文館

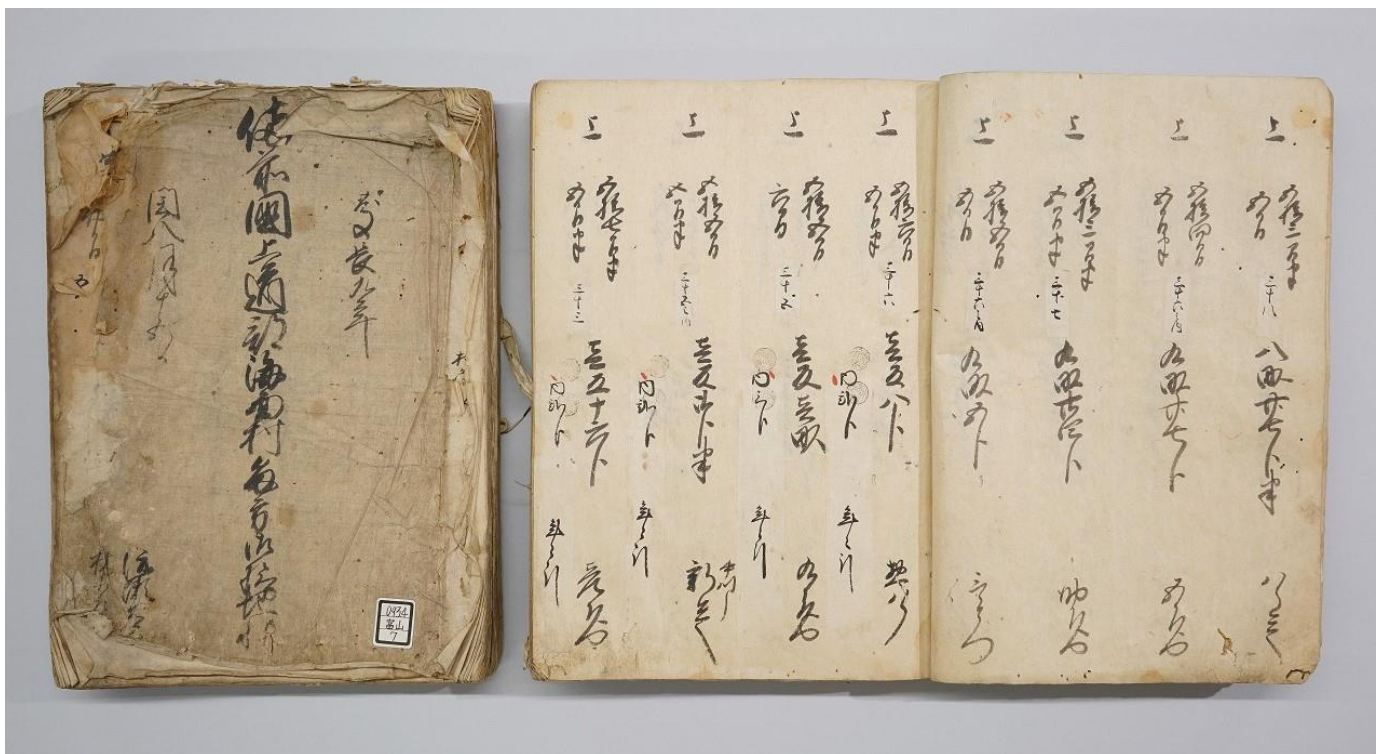
安倉清博『上道郡沖新田』2008年、日本文教出版

1 池田氏の入封と慶長検地

池田輝政は、慶長6年(1600)の関ヶ原合戦で東軍に属し、徳川方の戦勝に貢献して播磨国主となり、現在の姫路城を建設しました。ところが慶長8年(1602)に備前と美作の国主、小早川秀秋が急死し、輝政の次子の忠継が備前国主に任ぜられ、幼少のため異母兄の利隆が政務を行いました。当館には慶長9年(1604)の検地帳が4冊所蔵されており(上道郡湯迫(ゆば)村の田方と畠方、同郡海面(かいめん)村の田方と畠方)、近世の領主支配の成り立ちを知る上で重要な資料となっています。

検地は、個々の耕作地の面積を測り、基準の生産量を把握することです。豊臣秀吉が初めて全国規模で実施させた文禄検地(太閤検地)は、宇喜多氏の領国(備前、美作)でも実施されたはずですが、検地帳そのものは発見されていません。

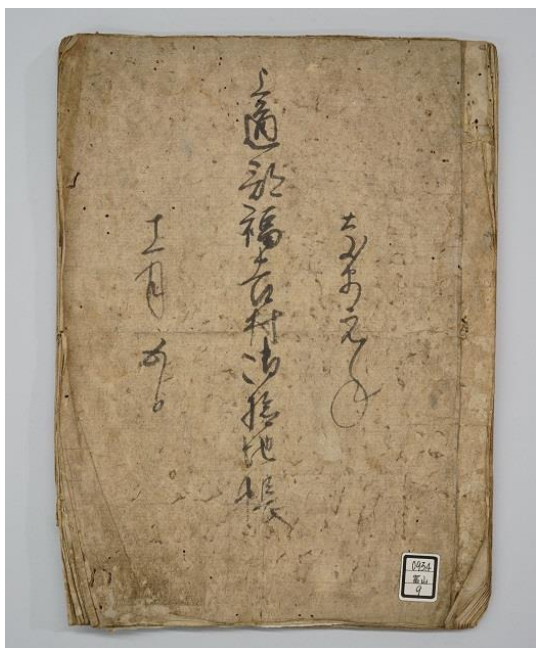
そのため、池田氏による慶長の検地帳は、備前では最古の具体的な検地の資料です。それは文禄検地より厳しい内容だったようで、姫路城の建設と重なるこの時期に、領民には重い負担が求められたようです。しかし各地の村々には寛永の検地帳のほうが多く残っていることから、慶長検地は強い抵抗にあって徹底せず、備前国の総検地は忠継の弟の忠雄によって寛永期に完了されたとも考えられています。



慶長9年(1604)閏八月 備前国上道郡海面村(田方、畠方)御検地帳

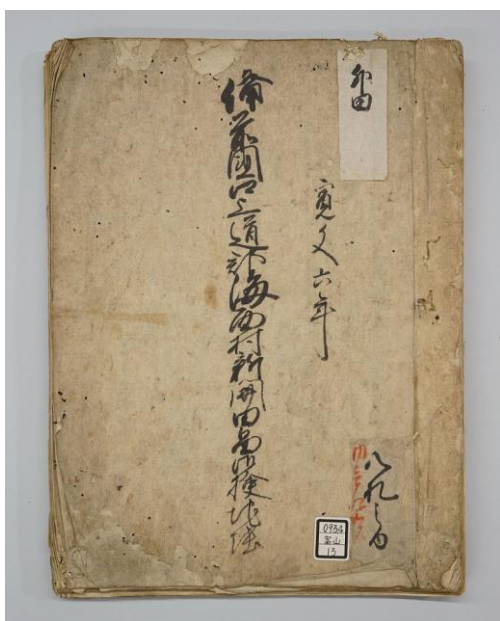
池田氏の備前国統治の開始とともに実施された慶長の検地帳です。田方と畠方で各1冊あり、上から、耕地の等級(上・中・下)、耕地の縦横の長さ(間数)、石高、耕作者名、の順で記されています。江戸時代には農民の移動を禁じているのが建前であったこともあり、検地帳には耕地の番号が記されていません。しかし現実には耕作者の異動が生じるので、絵図と対照させる必要が生じ、後代に貼紙で番号の追記がなされています。

(町村文庫 093.4 富山7, および同8)



慶安元年(1648)十一月 上道郡福吉村御検地帳

海面村の南隣に位置する福吉村は、池田光政が岡山藩主であった正保4年(1647)頃、海面村の新田として開かれたと伝わっています。その翌年に作成されたこの検地帳は、新開地の石高がただちに把握され、村の経営が始まった頃を物語る資料です。新開地は福吉新田村と呼ばれましたが、幕末に福吉村となり、明治8年に海面村と合併して海吉村となりました。(町村文庫 093.4 富山9)



寛文6年(1666) 備前国口上道郡海面村新開田畠御検地帳

福吉新田が開かれた後、さらに海に近い南隣の地域が開発され、海面村の新開となりました。これはその検地帳です。表紙の上のほうに「外田」と書かれた貼紙があり、もとの海面村と区別されています。(町村文庫 093.4 富山13)

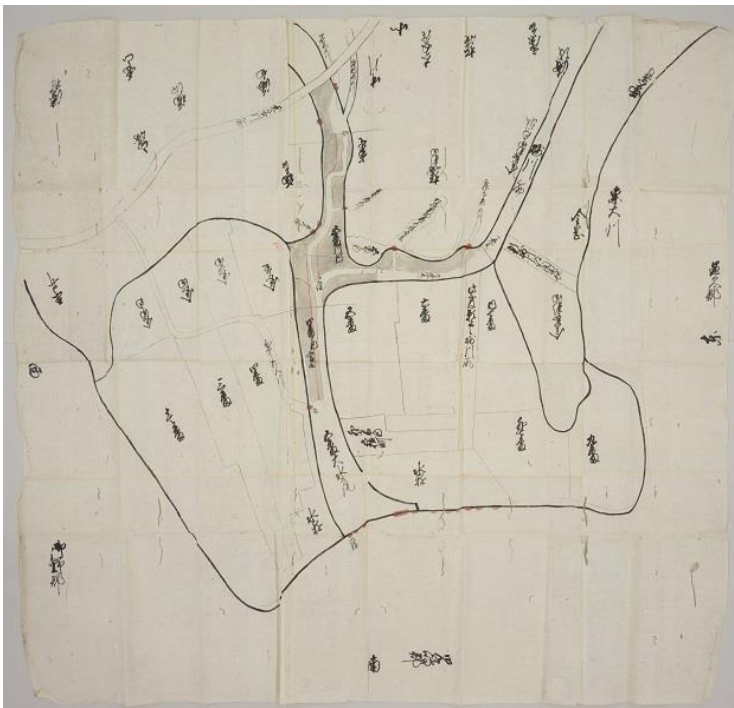
2 上道郡の新田開発

旭川から分かれた支流、百間川は、操山から笠井山へ続く山塊と、芥子山から北東へ続く山塊の間の、山並みが途切れたところから南下し、児島湾へ注いでいます。慶長 9 年の検地帳が伝えられてきた海面村は、百間川の西岸の山裾に開けた村でした。上道郡の南部に江戸時代を通じて数々の干拓工事が行われる前は、この村が海に面していたことを、その名前が物語っています。

池田光政の治世の正保 4 年(1647)頃、海面村の南に新開地が作られました。海面村の内村の福吉新田村と、笠井氏が開発して代々名主を務めた福泊新田村です。次いで福吉新田村の南にも海面村の新開地(外田)が開かれました。

そして池田綱政の治下では津田永忠が大規模な干拓事業を推進し、延宝 7 年(1679)に倉田新田(現在の中区倉田、倉益、倉富に相当する 295 ヘクタール)を、そして元禄 7 年(1694)には旭川の河口から吉井川の河口までを延長 11.9km の堤防で締め切り、約 1900 ヘクタールの海面を豊かな農地に変えた沖新田を開発しました。

なお、明治 8 年に海面村と福吉村が合併して海吉村となり、さらに富山村に合併したあと、戦後に岡山市と合併しました。



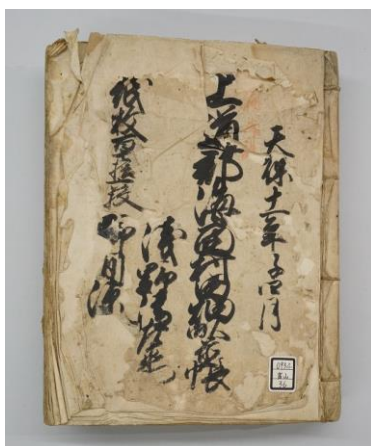
百間川と上道郡南部の村々の図 (笠井家文書から) <画像のみ展示>

海面村の西に福泊村(幕末までは福泊新田村)を開発し、代々名主を務めてきた笠井家に伝わった絵図です。大規模な干拓事業が推進される前の百間川は、操山～笠井山の山並みと芥子山の間を抜けるとただちに児島湾に注いでいました。海面村はその西岸に位置し、当初は海に面していたようです。以後、福吉新田、福泊新田、および福吉新田の南の新開地が開かれ、綱政の治世の延宝 7 年(1679)に津田永忠の主導で倉田新田(倉田、倉益、倉富)が開発され、さらに元禄 7 年(1694)に沖新田が完成しました。(092.9 笠井家5)



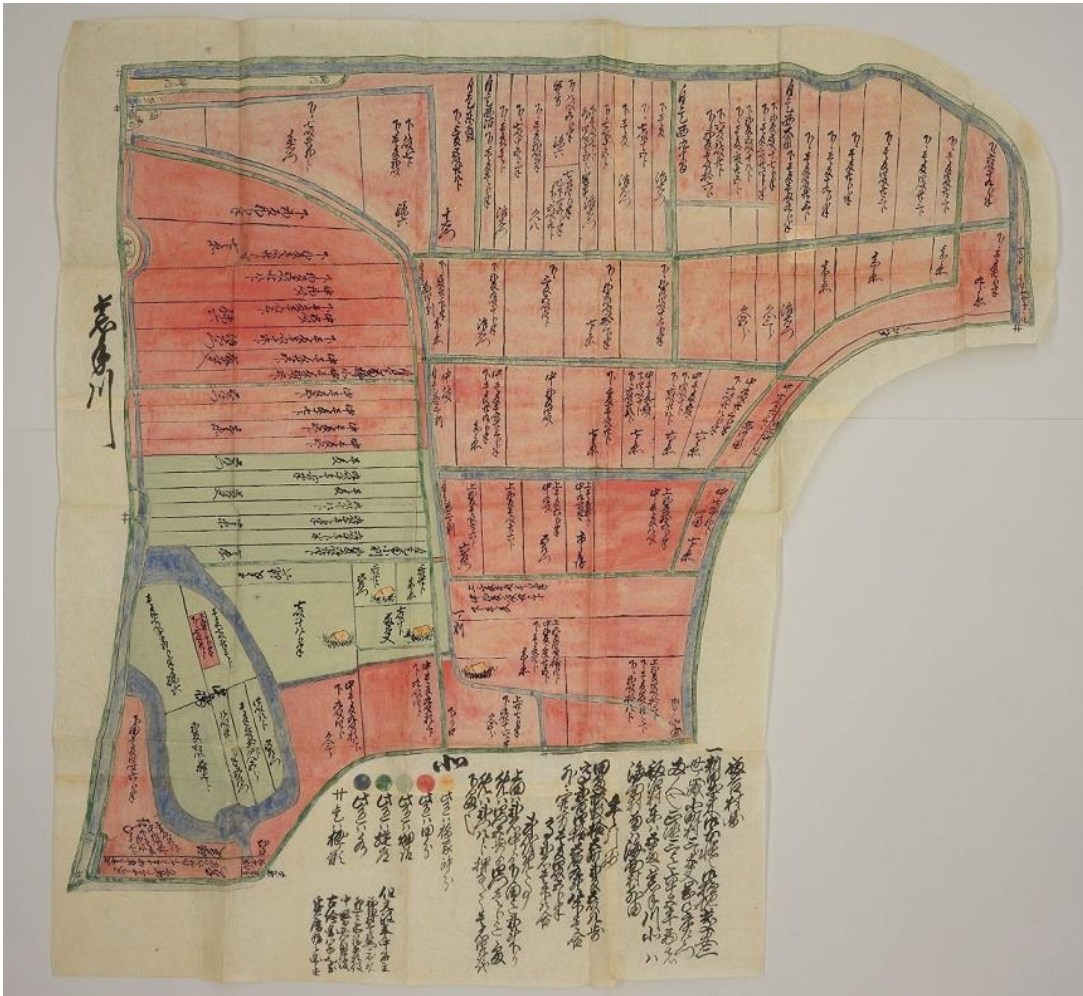
海面、福吉、福泊村の図（笠井家文書から）

下が北(笠井山麓)で、上が南(児島湾へ向かう側)です。左手の茶色と黄色の箇所が海面村です。村内を倉安川(青色)が流れ、笠井山麓(茶色の箇所)と牛窓往来沿い(黄色の箇所)に家並が描かれています。その先に福吉村(白色)と海面村の新開地(黄色)が続いています。西の緑色の箇所は福泊村です。村の名称から幕末頃とみられる絵図です。(092.9 笠井家6)



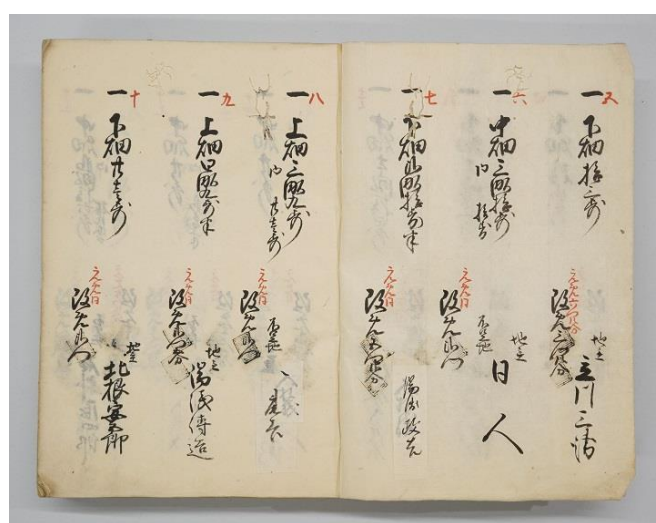
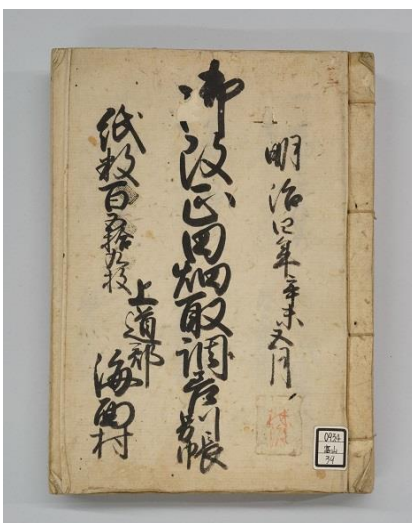
天保十一年(1840)四月 上道郡海面村田畑畝並帳

検地が行われた後も、耕地の調査は繰り返され、石高の把握が行われました。新開地や、荒廃して耕作できなくなった土地、堤防や道路の敷地になった土地などがたびたび調べられており、海面村でも寛文、延宝、元禄、宝永、享保、寛政の各年間に作成されたさまざまな帳簿が残っています。この分厚い帳簿が作成された天保 11 年(1840)は、大規模な作業が行われたようです。(町村文庫 093.4 富山36)



福吉村の図 文政年間（笠井家文書から）

左の荒手川と書かれたところが百間川です。大水が出ると破堤もあり、水害になりました。青色は村中を巡る用水路で、緑色は道路です。個々の耕地の区画が示され、上中下の等級と、石高と、耕作者名が記されています。屋敷林が囲む家屋の描写もあります。小さな村だからかも知れませんが、土地台帳と対照させる耕地の番号はありません。(092.9 笠井家 10)



明治四年 御改正田畑取調差別帳 上道郡海面村

明治4年に廃藩置県が断行されますが、これはその直前の耕地調査の帳簿です。内容は江戸時代の検地帳と同様ですが、耕地の等級(上中下)、耕地の縦横の間数、石高、耕作者名に加えて、朱字で耕地の番号が付されています。(町村文庫 093.4 富山39)

3 二日市にあった岡山藩の米蔵

倉安川は用水路であるほかに、上道郡の新田の年貢米を藩の米蔵へ運送するのにも役立てられました。

岡山藩の年貢米は、おもに岡山城下の二日市町にあった藩の米蔵へ集積されましたが、その敷地は当館や、障害者体育センター、スポーツ広場などがある現在の二日市公園の東半部にあたり、旭川の河岸に面していました。このほか岡山藩の米蔵は、児島半島の先端の小串と、吉井川の河口の湊の金岡にもありました。

年貢米は家臣への給付や領内での販売のほか、瀬戸内海の航路を経て大坂へ廻送され、大消費地で売り捌かれて、換金されました。したがって藩の米蔵は海運に適した場所に設けられていました。

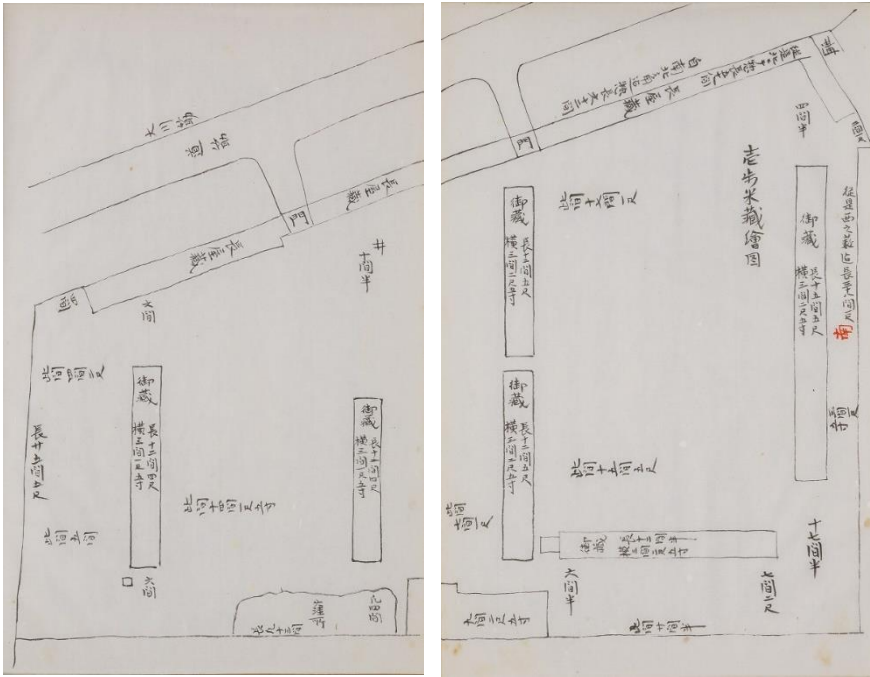
年貢の取り扱いはこのほか厳重で、俄に詰めた米が不足していたり、粗悪米を混ぜたりして納付した者は、死罪を含む厳罰に処されました。

村の長(岡山藩では初期には庄屋、以後は名主と呼ばれる)は、村人たちに年貢を割り振り、困窮者を指導しつつも、厳しく取り立てる役を務めなければならない、藩の役人との間で板挟みになることも多い、難しい職務でした。



『撮要録』の写本

『撮要録』は、岡山藩が藩政の執行に資するために農政上の重要な記録文書を編纂した書物です。文政6年に正編30巻が完成し、明治初年まで後編が追加されました。原本は岡山大学附属図書館所蔵の「池田家文庫」にあります。この自由な閲覧が困難であった時期に、吉岡三平・岡山市立図書館長の依頼で、岡山大学附属図書館の許可のもとで八丹幸八氏が筆写した写本が当館に所蔵されています。昭和40年に日本文教出版社が刊行し、広く利用されている『撮要録』上下巻は、当館のこの写本を用いて八丹氏の美しい手書き文字を版に起したものです。第16巻に岡山藩の米蔵の記述があり、二日市の御蔵屋敷の図が収録されています。



二日市の岡山藩御蔵の図(『撮要録』から)

現在、当館などが所在する二日市公園の東半部は、江戸時代には年貢米を集積し保管した岡山藩の米蔵があった場所でした。藩の米蔵は小串と金岡にもありましたが、二日市の蔵が最大で、上道郡の年貢米も倉安川を利用してここへ運ばれました。この図から、海運に便利なの場所に、長さ 12 間半、幅3間あまりの大きな土蔵がいくつも建ち並んでいた様子がわかります。ちなみに江戸幕府はもっと大規模な蔵が墨田川沿いに 51 棟あり、全国から集められた 40 万石の米を保管できましたが、そこから蔵前という地名が生まれました。



算盤 文化 12 年(1815) (安井家資料)

御野郡新野村(現在の北区津島新野)で大庄屋を務めた安井家に伝わった、そろばんです。裏面に「文化十二年癸亥四月上旬これを求む」の書き付けがあり、安井家の文書には、この年に京都三条寺町の算盤師、小谷平兵衛に算盤を作成してもらった記録も残っています。算盤の梁には各々の桁の位置に「千、百、十、石、斗、升、合・・」や、「百、十、町、反、畝、十、歩」などの書入れがあり、一つの算盤で米の容積や耕地の面積などを同時に計算できるようにしています。

4 年貢の請求状 定免相

江戸時代の年貢は、領主から代官を通して村へ宛てられた、一通の文書で請求されました。

それには検地の石高を基準とし、以後の開墾等の増加分を加え(又高)、土地が荒れて耕作できなくなった分を除き(万引高)、秋口の作柄を検見(稲毛の生育状況の調査。「毛見」に由来する)してその年の税率を決め、課税高(物成)を算出します。

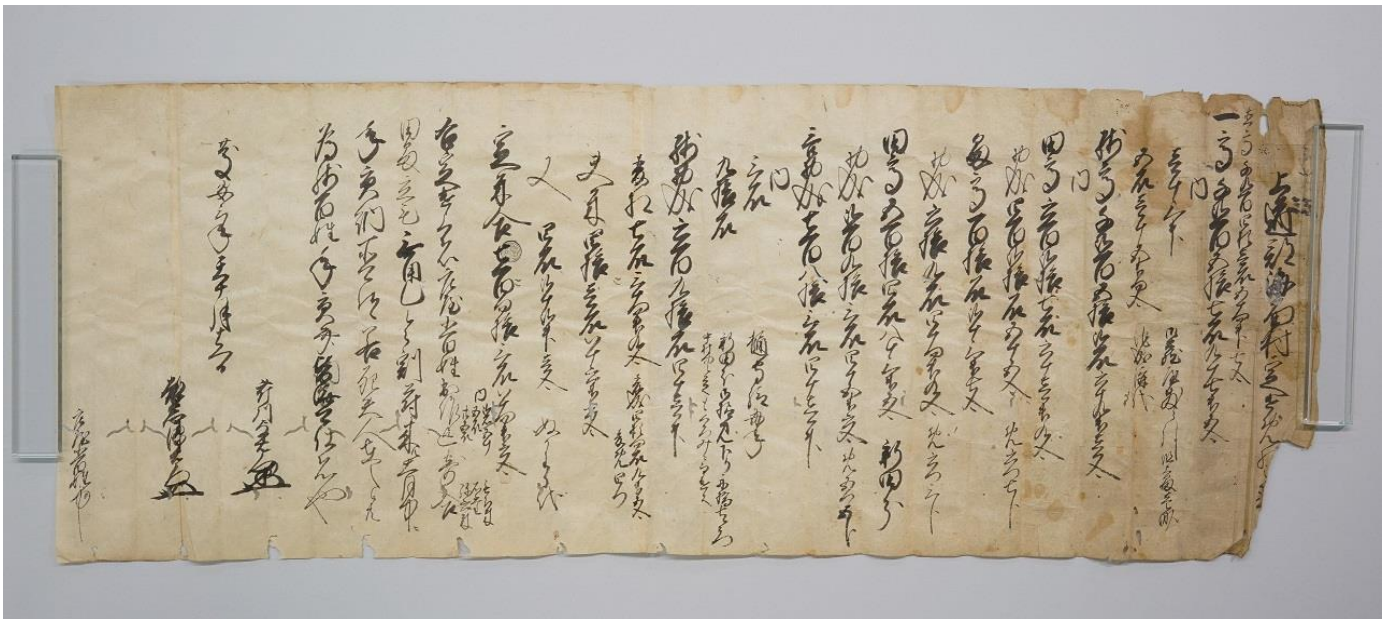
例えば「免四つ」なら40%が課税対象(物成)です。江戸時代は「四公六民」(収穫の4割が収公され、6割が領民に残される)が通常でしたが、作柄や財政事情でさらに苛烈になることもしばしばでした。なお、作柄を毎年検見して税率(免)を定めた藩もありますが、役人の判断でばらつきがあるため、岡山藩では基準率を定めており(定免)、災害などの不慮の事態ではこれに加減をしていたので、ここから「定免相」という呼び名が生じています

課税高(物成)が示されたあと、樋守への給米分を引き、夫米(夫役の代納分。領民には領主に対して労役の義務もありましたが、岡山藩では米での代納が進んでいました)と、口米(代官などの、年貢の収納に携わった藩の役人へ支払う役料)と、糠藁代(軍馬や年貢を運ぶ駄獣の飼料代)を加えて、納めるべき年貢高(定米)が決められました。

請求状の末尾は、奉行の次の言葉で締めくくられています。

「右の定、遣わす上は、名主、五人組頭、小百姓、入作(=他村からの耕作者)まで寄り合い、甲乙なく割賦せしめ、来る十一月中、滞りなく急度皆済つかまつるべくそうろう。なお、死・失人これあるにおいては、残るは百姓弁となし、上納すべきものなり」

村の耕作者全員で寄り合い、年貢を一人一人に割り付けて、十一月中の全納が要求されており、村に死者や失踪者があった場合も、共同責任での皆済が義務付けられています。



慶安3年(1650) 海面村への定免相

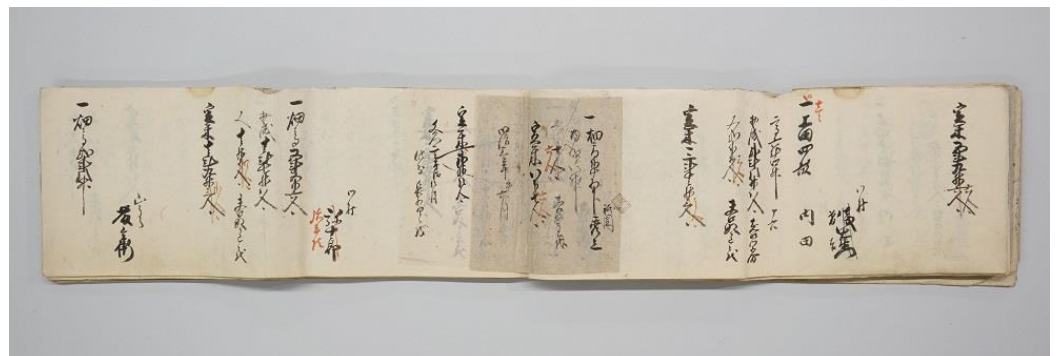
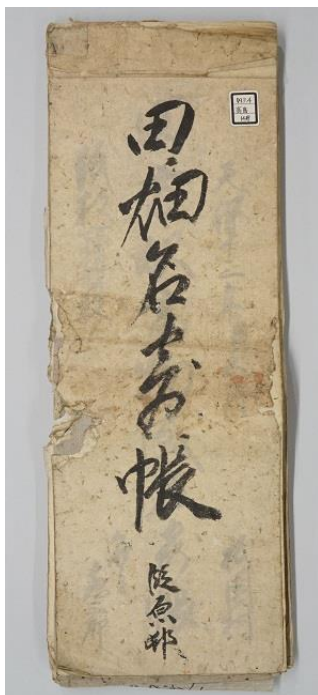
海面村に残っている最古の定免相です。検地の石高に対し、新開地の増加分と荒蕪地の減損分を加除し、その年の作柄を踏まえて決定された税率(「免六ツ」とあれば60%が税)を掛けます。さらに樋守への給米を引き、夫役(ぶえき)の代納分や、代官や奉行など藩の役人へ支払う事務手数料、年貢米を運搬する駄獣の飼料代を加え、納税する石高を算出しています。これを十一月中に必ず納めることとし、死者や失踪者があった場合も他の村人へ割り当て、共同責任で皆済するように要求しています。(町村文庫 093.4 富山/御下札 海面1)



安政2年(1855) 海面村への定免相

海面村の幕末の定免相です。慶安3年のものと比べると、内容が詳細になり、文書がずっと長くなっています。年貢は一升一合に至るまで細かく計算した明細をもって村へ告知され、厳密な手続きを経て収納されました。用紙の継ぎ目や重要な項目に奉行の印鑑(黒印)が入念に押されています。奉行の名前が大きく書かれているのに、宛先の村人たちは紙の左端に小さな文字で書かれており(「海面村 名主 五人組頭 惣百姓中」)、しかも現代のように「御中」と書かず、「中」とだけ書いています。身分社会の張りつめた厳しさが伝わってきます。

(町村文庫 093.4 富山/御下札 海面196)



田畑名寄帳 弘化三年九月 段原村

江戸時代の貢納は、個人ではなく村単位で行われており、村請制と呼んでいます。村の長は、岡山藩では初期には庄屋と呼び、やがて名主と改められました。その年の年貢を村内の個々の耕作者に割り当て、皆済する責務を負っていました。検地帳は耕作地の順に書かれているので、年貢米を村人に割り当てる際は、耕地を耕作者ごとにまとめて書き出した名寄帳を作成し、作業にあたりました。ただし海面村の名寄帳は残っていないので、上道郡段原村のものを展示しています。年々の人の異動を貼紙で追記しています。

(町村文庫 093.4 高島 149)

5 明治時代の地租改正

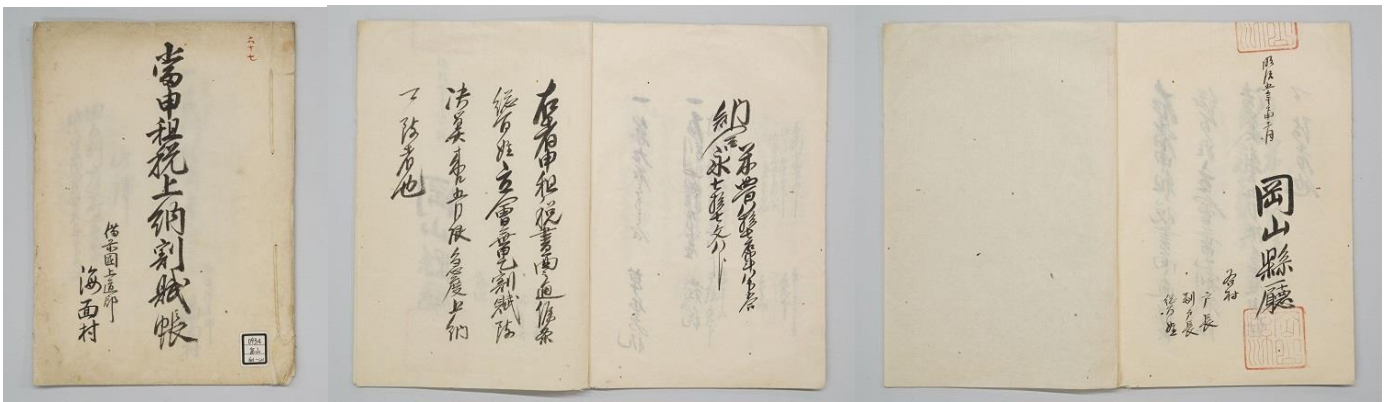
大政奉還のあと、明治維新を迎えても、旧来の貢納の体制はしばらく変わりませんでした。

明治 4 年(1871)に廃藩置県が断行され、それまで引き続き知藩事として藩治に当たっていた旧藩主は東京へ集められました。そして岡山県が誕生しましたが、数年間は年貢の村請制が変わらず、江戸時代の定免相とほとんど同様の文面からなる「租税上納割賦帳」が、各村へあてて出されていました

しかし明治 8 年(1875)には地租改正が行われ、個人による土地所有が公認されるとともに、それまでの村請制に代わって、一人一人の地主が所有地の地価の一定割合を地租として直接政府へ金納する制度が始まりました。

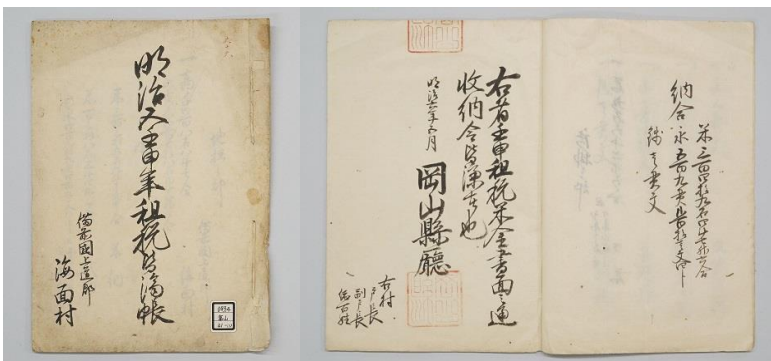
政府は土地所有の証明として地券を作成し、地主に交付しましたが、これは土地登記制度に引き継がれて行きます。近代化を急ぐ政府は毎年の地租を地価の 3%の金額と定めましたが、各地で重税への反発がおり、2.5%に減額しました。

また、全国の村々には耕地の測量を改めて指示し、徴税の基礎となる地図を、台帳とあわせて作成させました。



明治5年～明治7年の租税上納割賦帳

明治 7 年までは過渡期で、岡山県庁が村々へあてた租税の請求状は、江戸時代と同様の村請制によっています。ただ、旧幕府の全国基準に揃えて翌年の 5 月が期限となり、文書も縦帳になっています。なお、上に図版を掲出した明治 5 年(1872)は申年ですので、「当申租税上納・」となっています。内容の文面は、「右は申(年)の租税、書面の通りにそろろう条、総て百姓立会い、甲乙なく割賦いたし、決算し、来る五月十五日限り、きつと上納いたすべきものなり」です。(町村文庫 093.4 富山 41)



明治6年～明治7年の租税皆済帳

租税割賦上納帳で請求された年貢を、海面村の人々が所定の期日(翌年の 5 月 15 日)までに皆済したので、そのことを証明する文書が岡山県庁から海面村へあてて出されたものです。江戸時代にも同様の皆済帳を村は代官から受け取っていました。文面は、「右は壬申租税、米金書面の通り収納し、皆済せしめしものなり」です。(町村文庫 093.4 富山 41)



明治七年三月 地租改正検地野留帳

しかし明治政府は租税制度の改革を進め、明治 8 年には地租改正が実施しました。これらはその前年に行われた耕地調査の野帳で、携帯しやすい小型の帳面に、確認した耕作者の名前と、耕地の大きさ(縦横の間数)が記入されています。棹と綱を用いる伝統的な耕地の測り方がわかります。(町村文庫 093.4 富山 48 および同 50)



明治八年三月 地図帳 岡山県下第六区備前国上道郡海吉村

地租改正のための耕地調査でまとめられた切絵図です。明治 5~6 年にも壬申地籍図と呼ばれる耕地図が各村で作成されましたが、まだ不備が多く、地租改正に備えてさらに調査が行われました。壬申地籍図には一村の全貌を描いた大サイズの絵図が多かったのが、地租改正の際は字ごとの図を綴じて冊子にした切絵図が多くなりました。なお、明治 8 年に海面村と福吉村が合併し、海吉村となっています。(町村文庫 092.9 富山5)



明治 9 年と明治 16 年の地券

明治8年の地租改正で政府から交付されるようになったものです。財政の強化に迫られていた政府によって、当初は地価の 3%の金額が毎年徴収されたので、地主の不満が爆発し、やがて年 2.5%に減額されました。明治時代を通じて政府の収入の大半は地租で、小作人たちの労働が日本の近代化を支えたともいえます。

